納め忘れのない便利な口座振替を推進しています

市税の納期内納付にご協力を！

市税は、市民の皆さんが健康で安全、快適な暮らしができるよう、福祉や教育の充実、都市基盤の整備、消防・救急活動をするために欠くことのできない貴重な財源です。

今年度の市税の納期限は、表1のとおりです。必ず期限までに納付をお願いします。

問 納税課管理班 ☎（93）0434

市税の納付方法は次のとおりです。

口座振替で納付

指定口座から納期限日に自動的に引き落として納税する便利な制度です。一度申込手続きをすると、翌年以降も自動継続されます。

市・県民税と固定資産税については、口座振替による一括納付もできます。ただし、今申し込むと平成28年度からの開始となります。

■申込方法

口座振替申込書は、納税通知書に同封してあるほか、市内の金融機関にも備え付けてあります。

申込書に必要事項を記入・押印し、納税課または、表2の金融機関の窓口に提出してください。

なお、納税証明書が発行できるまで一週間程度かかりますので注意してください。

詳しくは問い合わせてください。

表1　平成27年度市税の納期限日

税目 ＼ 納期限日	市・県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
4月30日（木）		①		
6月1日（月）			全期	
6月30日（火）	①			
7月31日（金）		②		①
8月31日（月）	②			②
9月30日（水）		③		③
11月2日（月）	③			④
11月30日（月）				⑤
12月25日（金）		④		⑥
平成28年 2月1日（月）	④			⑦
2月29日（月）				⑧

※表内の円数字は市税の各期別

ペイジーで納付

ペイジー（Pay-easy）とは、ATM（現金自動預払機）などを利用して、市税などが納付できるサービスです。

ペイジーに対応している金融機関は表2の通りです。

①ATM

ペイジーに対応している金融機関のATMで納付できます。対応しているATMには『ペイジーマーク』が表示されています。

▲ペイジーマーク

金融機関ごとに操作方法などが異なる場合がありますので、詳しくは各金融機関へ問い合わせてください。

■注意事項

○納付手数料はかかりませんが、ATMの時間外利用手数料など、一部のサービスに対して手数料などが必要な場合があります。

②インターネット・モバイルバンキング

パソコンや携帯電話でも納付できます。

ペイジーに対応している金融機関と契約が必要です。

詳しくはペイジーのホームページをご覧ください。

HP http://www.pay-easy.jp/

■注意事項

○利用するには通信費が必要です。

Pay-easy 臨時休止

メンテナンスのため、次の期間は、ゆうちょダイレクト（パソコン・モバイル）からのPay-easyが休止になります。

■期間　5月3日（日・祝）～5日（火・祝）の終日

コンビニで納付

コンビニエンスストア（一部を除く）で、市税の納付ができます。手数料もかかりません。

※現金での納付に限ります。また、納付できるコンビニエンスストアは、納税通知書に記載しています。

■使用できない納付書

○一枚の納付書が30万円を超えるもの

○納期限が過ぎている納付書

○バーコード表示のない納付書

■安心して『コンビニ納税』するために！

○コンビニで納付したときは、『領収書』と『レシート』を必ず受け取ってください。

○領収書は、皆さんの納税や支払いを法律的に証明する大切な書類です。

○受け取った領収書の日付、チェーン名、店名が判別できることを確認し、不明なときは店員へ申し出てください。

○レシートは領収書として法的効力は持ちませんが、収納事故防止に重要な役割を果たします。

表2　市税が納付できる金融機関のペイジー対応状況

金融機関	ATM	パソコン	モバイル
みずほ銀行	○	○	○
三井住友銀行	○	○	○
三菱東京UFJ銀行	○	○	○
埼玉りそな銀行	○	○	○
りそな銀行	○	○	○
常陽銀行	×	○	○
千葉興業銀行	×	○	○
京葉銀行	○	○	○
千葉信用金庫	×	○	○
中央労働金庫	×	○	○
佐原信用金庫	×	○	○
銚子信用金庫	×	○	○
銚子商工信用組合	×	×	×
富里市農業協同組合	×	○	○
千葉銀行	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	○

※各金融機関で操作方法などが異なる場合があります。詳しくは各金融機関に問い合わせてください。

クレジットカードで納付

インターネットに接続できるパソコンや携帯電話から次の方法で「Yahoo! 公金支払い」へアクセスし、必要情報を入力することで、自宅や外出先からいつでも納付できます。

■アクセス方法

○ホームページから

HP http://koukinyahoo.co.jp/

○QRコードを読取

■利用できるクレジットカード

次のいずれかのマークがクレジットカードに表記されているものに限ります。

▲Master Card マーク　▲JCB マーク　▲VISA マーク　▲アメリカン・エキスプレスマーク　▲ダイナースクラブマーク

■その他

○納付金額に応じて手数料がかかります。

○納期限が過ぎてしまったときは納付できません。

○平成25年4月1日以降に発行した納付書が対象となります。

金融機関窓口で納付

○表2の金融機関窓口や、市会計課、日吉台出張所で納付できます。

○ゆうちょ銀行や郵便局では、納期限が過ぎてしまったときは、納付できません。

注意！

○ペイジーやクレジットカードを利用して納付したときは、領収証書は発行されません。

○納税証明書が至急で必要なときは、領収証書が必要となりますので、領収証書が発行される納付方法を利用してください。

納税に困ったら必ず相談を！

病気や失業など、特別な事情で期限までに納付できないときは、必ず相談してください。

相談がないまま放置すると、納期内に納付した人との公平性確保のため、本来納める税額に加え、延滞金の納付や、差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。

市税を滞納すると、納税者が不利益になるだけでなく、滞納整理の費用もかかります。

この費用も、皆さんからの税金が使われています。

市税を有効に活用するためにも、納期内納付にご協力ください。

納付が困難な若年者のために国民年金保険料の納付猶予制度があります

30歳未満で、就職が困難あるいは失業などで収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な人のために、申請により保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

この制度は、保険料免除制度と異なり、世帯主の所得に関係なく、保険料の納付が猶予される制度です。

■対象　30歳未満の被保険者で、次のいずれかに該当する人

○被保険者と被保険者の配偶者のそれぞれの前年所得が、一定額以下のとき

○失業、天災などの理由で保険料を納めることが著しく困難なとき

○障害者または寡婦であって、前年所得が125万円以下のとき

○生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき

※申請するときに必要な持ち物など、詳しくは問い合わせてください。

なお、猶予期間中は、老齢基礎年金の額には反映されませんが、制度を利用後10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）もできます。

問い合わせ先

●幕張年金事務所

☎043（212）8621

●国保年金課

高齢者医療年金班

☎（93）4085